

餘あり」と記さるゝあるのみ、然れども既に尨の文字が存する以上は、此の文字を以て蒙古語の *tyu* (即ち都) なる音を寫したりとて、何が故に蒙古の尨即ち五十騎より成る一隊の稱呼は、遼金の尨ならざる可からざる理ありや、従がつてまた之が蒙古語 *cerig* の頭音を寫したるものとせざる可らざる理ありや、もし遼金の尨軍が五十騎を以て編成の單位とせし徵證あるか、若くは蒙古の糾或は尨が「軍名也」との解釋の存するあらば、こゝに初めて此等の兩者を同一語なりと言ひ得んも、然も尨軍編成の單位についてはもとより何等の徵證あるなく、また蒙古の糾或は尨は所詮五十騎より成る一隊即ち一部の稱呼に過ぎずして遼金の尨、即ち學士の説かるゝ所によれば「打つ」「争ふ」の義を語原とせる「軍」もしくは「戰」なる語即ち *cerig* (群、衆等の意を語原とせず) に相當するものなりとの解釋は存せざるなり、されば蒙古語の尨(糾の誤りとして)と遼金語の尨とはたゞ同一文字によりて表はさるゝが爲に同一語なりとは、推測に餘りある程明らかなる事實に非るべし。

第二には果して、糾が尨の誤寫にして遼金の尨軍に倣へる制度として蒙古にも存せしならば尨もしくは尨軍なる名は必らずまた蒙古の軍として其の史乘にも存すべきこと彼の八都魯軍の名の如きものあるべき筈なるに、未だ一回も之が見えざるは如何なる理なりや、元史親征録等に僅かに此の名を認むと雖、そは蒙古の軍にあらずして却りて遼金に之が存して蒙古には存在せざりし適證として見る可きものに止まれり、こは豈糾とは蒙古語に於て單に五十騎の一隊を稱する名にすぎずして尨軍とは何等の關係なき一證ならずとせんや。

以上前回既に試みたる八項の質義については、學士の懇切なる示教に接したるに拘はらず、余の不敏なる未だ悉く之を曉るを得ず、重ねて思ふ所を述べて清鑒を煩はさんとす。然れども尨字の音については學士が前回既に迪字